

青森県報

第二千三百八十号

平成十六年
九月十七日
(金曜日)

目次

告示

道路の区域の変更……………(道路課) ……一
 都市計画事業の認可……………(都市計画課) ……二
 大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) ……二
 出先機関……………(むつ県土整備事務所) ……三
 道路の位置の指定……………(むつ県土整備事務所) ……三

1	図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
	国	道	四五四号	八戸市大字尻内町字鴨田四の二から 八戸市大字尻内町字鴨田一の七まで	八戸市大字尻内町字鴨田一の七から 八戸市大字尻内町字張田一〇二の一まで	前	後	一四・二〇〇メートルから 四四・二〇〇メートルまで	一八〇・〇〇メートル	
				前	後	前	後	九〇・五〇〇メートルから 七六・〇〇〇メートルまで	一、七六七・〇〇メートル	
				後	前	後	前	一〇六・〇〇〇メートルから 二八・〇〇〇メートルまで	一、九二〇・〇〇メートル	

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………(事務局) ……三

告示

青森県告示第五百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年十月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年九月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、青森都市計画道路事業を平成十六年九月九日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年九月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
青森市
- 二 都市計画事業の種類
青森都市計画道路事業（三・四・三号蛭貝八重田線）
- 三 事業施行期間
平成十六年九月十七日から平成二十一年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
青森県青森市奥野一丁目地内
 - 2 使用の部分
なし

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年九月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーストア金木タウンセンター店
北津軽郡金木町大字金木字沢部四六〇
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社スーパーストア
北津軽郡中里町大字中里字紅葉坂一五四
代表取締役 野宮英明
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社スーパーストア
北津軽郡中里町大字中里字紅葉坂一五四
代表取締役 野宮英明 外十者
- 四 変更しようとする事項

区 分	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日
	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の設置に関する事項	
一〇、六九二平方メートル	駐車場の位置及び収容台数	駐車場 A 七八九台	駐車場 A 一、〇二二台 駐車場 B 一五八台	一四、九四八平方メートル	平成 一七・四・三
八〇台	駐車場の位置及び収容台数	八〇台	一三〇台		

五 届出年月日

平成十六年九月七日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び金木町役場

2 期間

平成十六年九月十七日から平成十七年一月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、金木町役場にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限
平成十七年一月十七日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

むつ県土整備事務所告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年九月十七日

むつ県土整備事務局長 南 山 一 雄

むつ市旭町五の二	位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
ル四一・四八メートル			六・〇二メートル	平成 一六・八・三〇

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第六十一号

平成十六年九月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成十六年九月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 金 澤 五 郎

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二三、八九六八

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二六五、七九九八

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

東津軽郡選挙区 八、七七四人

西津軽郡選挙区 一八、一七六八

南津軽郡選挙区 二六、一三五八

北津軽郡選挙区 一七、〇六三人

上北郡選挙区 三一、二三九八

下北郡選挙区 一〇、五〇二人

三戸郡選挙区 二四、五四九八

青森市選挙区	七九、八五八人
弘前市選挙区	五二、一三五人
八戸市選挙区	六四、四三三人
黒石市選挙区	一〇、六一九人
五所川原市選挙区	一三、三五四人
十和田市選挙区	一六、七八八人
三沢市選挙区	一一、二七七人
むつ市選挙区	一三、三七五人

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭